

日バス協技第52号
令和5年2月24日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 清水 一郎

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省自動車局長から別添1のとおり改正通知があり、併せて、自動車局自動車情報課長及び整備課長から別添2のとおり周知依頼がありました。

都道府県バス協会におかれては、傘下会員事業者への周知をお願いいたします。

担当：技術安全部（田中・横山）

電話：03-3216-4015